破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１０９号
札幌市北区新琴似９条２丁目１番１―813号
債務者　茂木　健児
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１１３号
札幌市南区澄川６条11丁目18番12号
債務者　松本美彌子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２５９号
北海道石狩市緑ケ原２丁目154番地
債務者　戸村　スミ
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２８３号
札幌市豊平区美園２条６丁目１番７号　ハイツペパーミント201号
債務者　遠藤絵梨香
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３２７号
札幌市豊平区月寒西２条６丁目４番11―102号
債務者　長岡　壽美（旧姓野原）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４９号
神奈川県座間市栗原中央５丁目13番１号
債務者　志田　清美
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３５０号
相模原市緑区二本松３丁目14番６号　相模タウンハウスⅡ201
債務者　深谷　勝之
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３５５号
相模原市中央区並木２丁目１番１―201号
債務者　岸　　宏幸
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３６６号
相模原市中央区横山３丁目28番４号　スマートプレジール403
債務者　遠藤　静江
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３６７号
相模原市中央区淵野辺２丁目１番30―525号
債務者　征矢野耕二
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３７０号
相模原市南区相模台２丁目８番12号　ロイヤルコート105
債務者　小原麻里子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３７７号
相模原市南区東大沼４丁目15番10号　シティハイツエル101
債務者　神　ゆかり
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１号
相模原市緑区相原４丁目22番31号　ル　リアン101
債務者　春日　克仁
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７５号
新潟県加茂市青海町２丁目12番12号、前住所新潟県加茂市千刈２丁目２番41号
債務者　阿部多美子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第８８３号
堺市南区桃山台１丁３番22―108号
債務者　窪田　正明
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９１７号
堺市堺区協和町４丁345番地　東団地15号館504号
債務者　中出　輝美（旧姓追久保）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９８４号
堺市堺区中之町東１丁２番９号　エイトコート宿院204号
債務者　平野　宣弘
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係